

退学に関する補則

(趣旨)

第1条 学則第49条に掲げる退学に関する定めは、本規程をもって補うこととする。

(定義)

第2条 本規程に掲げる退学は、学則第49条に規定する「病気その他やむを得ない事由」に拠って学生当該者の意志に基づいて退学する場合とする。

(退学願)

第3条 退学しようとする者は、保証人連署の上、退学願にアドバイザーの認印を受け学生証を添えてこれを学生支援センターに提出しなければならない。

(退学の時期)

第4条 退学しようとする者は、付表に掲げる授業料等納入期に該当する「許可月日の期間」内に退学願を提出しなければならない。

2 退学許可月日は、当該学生の退学を学長が許可した日の属する月の末日を原則とする。

3 退学願が学期開始日以降に提出された場合の取り扱いについては、以下のとおりとする。

(1) 「退学願」の提出猶予期限(下記)を設け、期限までに「退学願」が提出された場合は、前項の規定にかかわらず、遡及して前学期末での退学を許可する。(この場合は、学納金は発生しない)

前年度後期末で退学：4月末

当年度前期末で退学：10月末

(2) 提出猶予期限までに「退学願」が提出されない場合は、学納金が発生する。(前期又は後期の授業料が発生し、督促対象となる)

(3) 再三の督促にもかかわらず、学納金が支払われない場合は、除籍となる。

(4) 除籍日は、前期は6月30日、後期は11月30日とする。

(附則)

第5条 この規約の改廃にあたっては、教授会の議を経て、学長は理事会に報告し、受理されなければならない。

2 この規程の改正は、平成9年4月1日から施行する。

3 この規程の改正は、平成10年9月1日から施行する。

(第3条改正及び3条内規加条)

4条付表 <議決No.98-21>

授業料等納入期	許可月日期間
第1期分納入者	4月1日から9月30日まで
第2期分納入者	10月1日から3月31日まで

第4条内規 第4条の規定にかかわらず、退学しようとする者が経済的事情等の理由により学業

を継続し得ない特別の事由があると学長が認めた場合には、「退学願提出日」をもって「退学日」として扱うことができる。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、2024（令和6）年4月1日から施行する。